

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急決議

今夏の第5波では、デルタ株による急速な感染拡大によって、多くの地域において医療提供体制が危機的状況に陥るなど、感染症対策に係る様々な課題が改めて浮き彫りになった。

国においては、第6波を含めた次の感染拡大に備え、病床の確保、臨時の医療施設の整備、医療人材の確保等の医療提供体制の強化に加え、ワクチン接種の促進、治療薬の確保等、各種対策の全体像を示すとしている。

我々都市自治体においても、地域医療提供体制の確保はもとより、発症予防及び重症化予防に資する新型コロナワクチンの追加接種を円滑に実施するなど、住民の日常生活を守るため、全力で取り組む所存である。

については、国は、下記事項について特段の措置を講じられたい。

記

1. 新型コロナワクチンの追加接種等について

(1) 追加接種に係る体制を迅速かつ円滑に確保するため、ワクチンの供給スケジュール、都市自治体が取り扱うワクチンの種類、接種対象者、交差接種の在り方、接種期間、国・都道府県・市町村の役割分担等、具体的な情報を早急に示すこと。

(2) 1・2回目接種分、追加接種分のワクチン及び必要な物品等については、地域が必要とする量を確実に供給すること。

特に、来年2、3月以降、追加接種の対象者数が大幅に増えるため、ワクチンが不足し、接種が滞ることがないように、十分な量を供給するとともに、具体の配送日時を可能な限り早急に示すこと。

(3) 追加接種に係る体制確保に必要な費用についても、1・2回目接種と同様、地方負担が生じないように、全額国費により措置すること。

また、地域の実情に応じた接種を実施できるよう、補助対象を拡充するなど、十分な財政措置を講じること。

(4) ワクチン接種に従事する医師・看護師等を確保するため、引き続き、医療関係団体等に協力を働きかけるとともに、医療従事者が不足している地域においても円滑に実施できるよう、広域的な支援策等を強化すること。

また、個別接種を行う医療機関を確保するための時間外・休日加算措置等を継続すること。

(5) 国において、国民に対し、ワクチンの安全性・有効性、副反応、追加接

種の必要性、接種間隔等、接種を受けるに当たって必要な知見・情報を適切に発信するとともに、若者の接種率を向上させるための勧奨策を講じること。

また、国からの情報提供の在り方によって、住民からの問い合わせが殺到するなど、住民の混乱を招き、都市自治体の事務に影響が生じた経緯があることから、事前に都市自治体に情報共有するなど、十分に配慮すること。

- (6) ワクチン接種後の副反応により健康被害が生じた場合について、早期かつ適切に救済されるよう必要な措置を講じること。
- (7) VRS等のワクチン接種に関するシステムについては、職域接種等で登録されたデータに誤りが散見されるなど、現場で混乱が生じていることから、その原因を検証するとともに、都市自治体及び医療機関等の事務負担の軽減に資するよう、実情に即した改善を行うこと。

2. 医療提供体制の確保と財政措置等の充実について

- (1) 十分な医療提供体制が維持できるよう、病院間の支援ネットワークの整備や医師・看護師等の派遣等による医療人材等の確保について、国・都道府県・市町村が連携した広域的な支援体制を構築するとともに、重症患者の搬送に必要な感染防止資機材や車両・人員等の体制強化について、十分な財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症病床を確保するため、受入医療機関で必要となる資機材や設備の導入、施設の改修及び医療従事者の処遇改善等に要する経費や風評被害等による減収に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を拡充するなど、きめ細かで十分な財政措置等を講じること。

- (2) 受診抑制等による外来患者数の減少・手術の延期及び感染症対策等によって、公立・公的病院等の経営が圧迫されていることから、地域医療を守る公立・公的病院等の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症患者の早期発見に資する地域の発熱外来等の診療・検査医療機関への財政支援を講じること。

また、医師等が感染した場合の休業補償等の財政措置を講じること。

- (4) PCR検査等の需要に対応するため、検査に係る人材確保、必要な資機材の確保・供給等、検査体制を充実強化するとともに、検査に要する経費について、財政措置を拡充すること。

(5) 感染拡大防止策を担う保健所について、保健師や臨床検査技師等の人材不足が課題となっていることから、人材確保及び体制強化に資する十分な支援措置を講じること。

また、感染症拡大に伴う業務増大により、保健所が機能不全に陥ることのないよう関係団体等との協力体制を構築すること。

(6) 医療機関が医療用マスク、アルコール消毒液、感染予防衣等の感染防具や人工呼吸器等の医療用資機材を確保できるよう安定的な供給体制を構築すること。

特に、感染症指定医療機関に対して、引き続き優先供給するよう努めること。

(7) 国産ワクチン・治療薬等の一日も早い実用化に向け、研究開発を行う企業に対し、重点的な支援を行うとともに、科学的知見に基づき早期に承認すること。

また、新たなワクチン・治療薬等に関する正確な情報の迅速な発信に努めること。

3. 日常生活の回復に向けた取組について

(1) 日常生活の回復のためのワクチン・検査パッケージの活用について、ワクチン接種の有無により不当な取扱いを招くことがないように留意したうえで、都市自治体や医療機関等の負担とならない制度設計を具体的かつ早急に示すとともに、国民に対する十分な周知と理解の促進を図ること。

また、陰性証明の取得に地域間格差が生じないように、広域的な検査体制を充実強化するとともに、PCR検査等に要する個人負担への支援策を講じること。

(2) 予防接種証明書について、国民が円滑に利用できるよう、予防接種済証の活用を促進するなど、利便性の向上を図ること。

また、予防接種証明書の電子交付については、システムや様式等の具体的な枠組みを早急に示すとともに、都市自治体に過度な負担が生じないように十分配慮すること。

以上決議する。

令和3年11月18日

全 国 市 長 会